

別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）…令五・四・一以後終了事業年度等分

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	白色申告	一連番号
納税地	電話() -	通算グループ整理番号	通算親法人整理番号	法人区分	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額	整理番号	事業年度(至)
(フリガナ)		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	事業年度(至)	売上金額
法人名		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	申告年月日	申告年月日
法人番号		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	申告年月日	申告年月日
(フリガナ)		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	申告年月日	申告年月日
代表者		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	申告年月日	申告年月日
代表者住所		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	申告年月日	申告年月日

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 適用額明細書提出の有無 (有) (無)
 税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

		十億	百万	千	円			十億	百万	千	円
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1				控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	16			
	法人税額 (48) + (49) + (50)	2				外国税額 (別表六(二)「23」)	17				
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3				計 (16) + (17)	18				
	税額控除超過額相当額等の加算額	4				控除した金額 (12)	19				
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」) + (別表三(二)「25」) + (別表三(三)「20」)	5			000	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20				
	同上に対する税額 (62) + (63) + (64)	6				この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (20)	21			
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7			000	中間納付額 (14) - (13)	22				
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8				欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23				
	計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9				計 (21) + (22) + (23)	24				
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(六)「7」) + (別表十七(七)「3」)	10				この申告が修正申告である場合この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (57)	25				00
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11				欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計) + (別表七(三)「9」) 若しくは「7」又は別表七(四)「10」)	26				
	控除税額 ((9) - (10) - (11)) + (18)のうち少ない金額)	12				翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5」の合計)	27				
	差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13			00	この申告による還付金額	外国税額の還付金額 (67)	41			
	中間申告分の法人税額	14			00	中間納付額 (39) - (38)	42				
	差引確定 (中間申告の場合はその法人税額 (税額とし、マイナス) (13) - (14) の場合は(22)へ記入)	15			00	計 (41) + (42)	43				
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準の法人税額 (2) - (3) + (4) + (6) + (8) - (別表六(二)付表六(7)の計)	28				この申告が修正申告である場合この申告により納付すべき地方法人税額 (61)	44				00
	課税留保金額に対する法人税額 (8)	29				剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額					
	課税標準地方人税額 (28) + (29)	30			000	剰余財産の最後の分配又は引渡しの日					
	地方人税額 (53)	31				還付を受ける金融機関等					
	税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六(二)付表六「14」の計)	32				銀行 本店・支店 郵便局名等					
	課税留保金額に係る地方人税額 (54)	33				金庫・組合 出張所 預金					
	所得地方人税額 (31) + (32) + (33)	34				農協・漁協 本所・支所					
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)「2」) + (別表十七(七)「3」) + (別表十七(七)「4」)のうち少ない金額)	35				ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方人税額	36				口座番号					
	外国税額の控除額 ((34) - (35) - (36)) + (63)のうち少ない金額)	37				※税務署処理欄					
差引地方人税額 (34) - (35) - (36) - (37)	38			00							
中間申告分の地方人税額	39			00							
差引確定 (中間申告の場合はその地方人税額 (税額とし、マイナス) (38) - (39) の場合は(42)へ記入)	40			00							

税理士名